

学校体育施設等使用上の手続き及びお願い事項

団体登録について

- ・学校体育施設(屋内運動場・屋外運動場等)を利用するには、市への団体登録が必要です。
- ・個人への貸し出しはできません。(1団体10名以上目安)
- ・登録証の有効期限は発行年の翌年3月31日までです。1月から登録の更新が可能ですので、次年度も施設利用する場合は、期限が切れる前に登録の更新を行ってください。
- ・登録内容に変更があった場合は、その都度登録変更申請を行ってください。(責任者の変更 等)
- ・名簿提出は必須です。(後日提出×)

※構成員の「名前、年齢、住所」が記載されたものであれば様式は問いませんので、事前にご用意いただくとスムーズに登録ができます。

※構成員が多い場合は、主に活動する方のみでも構いません。(最低10名)

※市内在住小・中学生については住所欄に「所属学校名と学年(例：日坂小学校6年)」の記入でも構いません。

【登録手順】

1 電子による申請

- (1) スマートフォンで右QRコードを読み込むか、下記URLを開き、申請フォームを開く

URL：<https://logofrm.jp/f/WT8Vr>

- (2) 必要箇所を入力し、送信

- (3) 郵送または、掛川市文化・スポーツ振興課窓口にて登録証を受領

※申請内容に不備があった場合、申請者へ確認の連絡をすることがあります。

※登録証の窓口での受け取りは、申請日の3日後以降となります。

※それよりも前に受け取りたい場合は、文化・スポーツ振興課(0537-21-1159)へご連絡ください。

※郵送についても、届くまでに1週間ほどかかる場合があります。



2 窓口での申請

- (1) 以下窓口へ直接行き、申請書・名簿を記入

【団体登録受付窓口】

◎掛川市文化・スポーツ振興課(掛川市役所本庁3階西フロア北側)

TEL：21-1159 閉庁日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始

◎掛川海洋センターB&G体育館

TEL：24-6384 休館日：火曜日・年末年始

◎掛川市南体育館「し～すぼ」

TEL：28-8710 休館日：年末年始(他、保守点検のため年間21日休館予定)

◎掛川市大須賀中央公民館

TEL：48-1012 休館日：月曜日・年末年始

- (2) その場で登録証を受領

施設使用許可申請について

団体登録が完了したら、使用したい学校へ直接行き、使用許可申請をします。

※申請の受付は、祝祭日を除く毎週月曜日から金曜日(午前8時30分から午後4時30分まで)とし、使用日の60日から7日前までに申請してください。

※使用許可事項の変更または取消をする場合も、祝祭日を除く毎週月曜日から金曜日(午前8時30分から午後4時30分まで)で、使用日の3日前までに申請してください。

【申請手順】

1 屋内運動場(体育館)を使用する場合 ※有料団体

(1) 施設利用券を購入

※購入した利用券は、還付(返金)できませんので、使用する枚数のみ購入してください。

〈インターネットで購入する場合〉

①スマートフォンで右QRコードを読み込むか、下記URLを開き、申請フォームを開く

URL : <https://logoform.jp/form/r3tv/319759>

②必要事項(団体情報、購入者情報、購入枚数等)を入力し、送信

③郵便(着払い)にて利用券を受領

※クレジットカード払いのみとなります。

※システム上、10万円以上の購入はできません。

※分割払い、リボ払いを選択された場合、各カード会社が定める手数料が発生する場合がありますので、ご利用前にカード会社に必ずご確認ください。

※紛失防止のため、簡易書留で送付いたします。

※着払いで発送しますので、別途、送料(郵便料)の支払いをお願いいたします。

※郵送については、届くまでに1週間ほどかかる場合があります。



〈窓口で購入する場合〉

以下販売窓口へ登録証を持って行き、購入

【利用券販売窓口】

◎掛川市文化・スポーツ振興課(掛川市役所本庁3階西フロア北側)

TEL : 21-1159 閉庁日 : 土曜日・日曜日・祝日・年末年始

◎東遠カルチャーパーク総合体育館さんりーな

TEL : 22-5553 休館日 : 火曜日・年末年始

◎掛川市南体育館「し～すぼ」

TEL : 28-8710 休館日 : 年末年始(他、保守点検のため年間21日休館予定)

◎掛川市大須賀中央公民館

TEL : 48-1012 休館日 : 月曜日・年末年始

【使用料】

区 分	規 模	午前 8 時 ～ 正 午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 5 時 30 分 ～ 午後 9 時 30 分	備 考
屋 内 運 動 場	大 型	1,030 円	1,030 円	1,030 円	大型体育館を半面使用する 場合、中型の額とする。
	中 型	510 円	510 円	510 円	

※使用者が入場料(これに類するものを含む)を徴収する場合は、倍額とする。

- (2) 使用する施設の管理者である学校長に登録証を提示すると共に、施設利用券を添付した掛川市立学校体育施設等使用許可申請書を提出し、許可を受ける

2 屋内運動場(体育館)を使用する場合 ※減免団体

減免対象については「掛川市立学校屋内運動場使用料減免基準」参照
(文化・スポーツ振興課にお問い合わせください。)

- (1) 使用する施設の管理者である学校長に登録証を提示すると共に、掛川市立学校体育施設等使用許可申請書と掛川市立学校体育施設等使用料減免申請書を提出し、許可を受ける

3 屋外運動場(グラウンド)・校舎・これらに附帯する設備を使用する場合

- (1) 使用する施設の管理者である学校長に登録証を提示すると共に、掛川市立学校体育施設等使用許可申請書を提出し、許可を受ける

※屋外運動場、校舎及びこれらに附帯する設備を使用する際は、使用料は発生しません。

※夜間に屋外運動場を使用する場合は、各学校の夜間照明施設管理委員会に入会する必要があります。入会する際は、管理委員会の代表と連絡をとり、手続きを行ってください。

【使用料】

区 分	午前 8 時 ～ 正 午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 5 時 30 分 ～ 午後 9 時 30 分
屋 外 運 動 場	無 料		ナイター照明代として各学校の夜間照明施設管理委員会の定める額

学校体育施設等使用上のお願い

- ◎ 使用目的以外の使用はしないでください。
- ◎ 屋内運動場・屋外運動場は、あくまで学校体育施設であるため、すべての競技に対応することはできません。学校体育施設では設備が十分でないと判断される競技、施設を著しく損傷すると判断される競技については行わないでください。(例)体育館でのサッカーやフットサル
- ◎ 学校敷地内は全面禁煙です。一切の火気の使用、持ち込みはしないでください。
- ◎ 午前中に使用する場合は、使用開始時間(8:00)を厳守してください。また、集合時間等についても近隣住民の迷惑とならないように配慮してください。
- ◎ 駐車場等でのアイドリングや大きな声での会話等、近隣住民の迷惑となる行為は慎んでください。
- ◎ 路上駐車はしないでください。また、学校敷地内においても学校の許可なく駐車場スペース以外には駐車しないでください。
- ◎ 使用終了後は、整理と清掃をし、全てを原形に復すと共に、電気の消灯及び戸締りを確認の上、午後9時30分には退館・退場してください。(学校によっては終了時刻が早まる場合があります。)※水の出しっ放し等がないか見回りを徹底してください。
- ◎ ごみはお持ち帰りください。
- ◎ 夜間使用後は学校の門扉を必ず閉めてください。(開閉をお願いしている学校のみ)※災害発生時に学校を避難所等として開設する可能性があるため、施錠はしないでください。
- ◎ 屋内運動場を使用する場合は、専用のシューズを必ず着用してください。
- ◎ 館内での食事はしないでください。
- ◎ グラウンドへ車を乗り入れないでください。
- ◎ 許可された以外の施設への立ち入りと器具の使用はしないでください。
- ◎ 施設・備品等に損傷を与えた場合は、その損害を賠償していただくことがあります。万が一、損傷を与えたときは、その大小にかかわらず必ず学校側に申し出てください。
- ◎ 貴重品等の管理は自己責任でお願いします。また、車上荒らしの被害に遭わないよう、車内に貴重品を残すことは避けてください。※盗難・紛失等された場合、学校及び市では責任を負いかねます。
- ◎ 使用者は、使用の権利を譲渡または転貸しないでください。
- ◎ 市に災害対策本部が設置された場合は、使用を中止します。(同報無線等で発令を確認)また、災害対策本部が学校施設を避難所等に指定した場合、使用許可は取消とします。
- ◎ 9月、12月の防災訓練実施日は活動を自粛してください。
- ◎ 学校体育施設を御利用になる場合、怪我や物損等トラブルが起きてしまったときのために、スポーツ安全保険等各種保険への加入をおすすめしています。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、学校教育活動を継続するための感染拡大防止(換気の確保、手指衛生等)を実施していますので御協力をお願いします。
- ◎ その他、学校側の指示に従ってください。

以上の事項等が守られない場合は、使用条件の変更や使用の停止または使用許可を取り消すことがあります。

利用団体の皆さんが気持ちよく使うことができるよう、施設や備品は丁寧に扱いましょう。